

3月NEWS

① 税制情報

今月も引き続き平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱についてです。今回は消費税の大綱の概要についてご紹介します。

【消費税】

① 消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度が、平成29年4月1日から導入されます。

あわせて、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が平成33年4月1日から導入されます。

それまでの間については、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずることとされました。

② 適格請求書等保存方式が導入されるまでの間の経過措置

適格請求書等保存方式が導入されるまでの間における仕入税額控除制度については、現行の請求書等保存方式が維持されます。ただし、課税仕入れが軽減税率対象品目に係るものである場合には、請求書等に記載されるべき事項として、

- ・「軽減対象課税資産の譲渡である旨」及び
- ・「税率の異なるごとに合計した対価の額」を加える。

なお、これらの事項については、当該請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づき追記することを認める措置を講ずる。

また、売上げ又は仕入れを税率の異なるごとに区分することが困難な事業者に対して、売上税額又は仕入税額を簡便に計算することを認める措置を講ずる。

③ 軽減税率対象品目及び税率

軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等は、次のとおりとし、軽減税率は6.24%（地方消費税と合わせて8%）とする。

- ・飲食料費の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）の譲渡をいい、外食サービスを除く。）
- ・定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

④ 適格請求書等保存方式の導入

請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて「適格請求書発行事業者」（仮称）から交付を受けた「適格請求書」（仮称）の保存を、仕入税額控除の要件とする。適格請求書発行事業者の登録については、平成31年4月1日からその申請を受け付けることとする。

- ・適格請求書発行事業者には、適格請求書の交付義務を課す。
- ・適格請求書を交付することが困難である一定の取引について、適格請求書の交付義務を免除する。また、当該取引に係る課税仕入れを行った事業者においては、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める。
- ・適格請求書等保存方式の導入後一定期間については、免税事業者等から行った課税仕入れに係る消費税相当額に一定の割合を乗じて算出した額の控除を認める経過措置を講ずる。
- ・その他適格請求書等保存方式の導入に係る所要の措置を講ずる。

なお、ここでは一部の大綱の概要のみご紹介しました。詳細は、財務省ホームページの「平成 28 年度税制改正大綱」をご参照ください。

② 3月の主な税務

3月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
3月10日	2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
3月15日	27年分所得税の確定申告
3月15日	個人の青色申告の承認申請
3月15日	27年分贈与税の申告
3月15日	個人の都道府県民税、市町村民税、事業税、事業所税の申告
3月31日	個人事業者の27年分の消費税・地方消費税の確定申告
3月31日	1月決算法人の確定申告
3月31日	1月、4月、7月、10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
3月31日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
3月31日	7月決算法人の中間申告
3月31日	消費税の年税額が400万超の4月、7月、10月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
3月31日	消費税の年税額が4,800万超の12月、1月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）

② スタッフの一言

少しずつ寒さも和らいできましたが、まだまだ朝晩は冷える日が続いています。インフルエンザの流行もまだ終息していないようですので、予防には十分留意したいと思います。

内田